

民営軍事請負業

1. はじめに

今回の勉強会は、今年5月に日本人の斎藤昭彦氏がイラクでテロリストに拘束、殺害された事件の際に、盛んに報道されていた彼が勤めていた「民間軍事会社」なる組織に興味を持った事に端を発する。

今世界の軍事業界で何が起きているのか、その変化の一端でもこの勉強会で知っていただければ幸いである。

2. 民営軍事請負業 (PMF=Private Military Firms) とは

民営軍事請負業 (以下 PMF) とは、各国の政府や国際機関、多国籍企業、NGO など多彩な雇用者によって雇われ、様々な軍事的なサービスを提供する業界、もしくは企業のこと、民間軍事会社 (PMC=Private Military Company) や民間軍事契約業者 (Private Military Contractor) と呼ばれることもある。

3. PMF の業務

シンガーの分類によれば PMF は「軍事役務提供企業」、「軍事コンサルタント企業」、「軍事支援企業」の3つに分類することができる。

《軍事役務提供企業》

実戦と指揮を担当し、戦術的な環境下での業務を提供する。実際の戦闘の最前線で活動し、戦闘部隊や各種専門家〔戦闘機パイロットなど〕、野戦部隊の指揮などを行う、古典的な意味の「傭兵」に最も近い分類の企業である。

《軍事コンサルタント企業》

助言と訓練を行い、依頼主の軍隊再編や作戦立案を補助する。戦略的分析や作戦上の分析などを提供し、依頼主の判断の手助けを行う。実際の戦闘行動には関わらない点が役務提供企業との決定的な違いである。

《軍事支援企業》

非殺傷的な援助と補助を行う企業で、兵端、情報収集、技術支援、補給、輸送など幅広い業務を提供する。3つの分類の中で最も戦術的な印象の薄い分野であり、しばしば一般的な民間請負業者との区別が曖昧になる分野でもある。

4. PMF と傭兵の違い

PMF と傭兵の違いに触れる前に、「傭兵」について少し触れておく。傭兵の国際的な定義については1977年に採択されたジュネーブ諸条約第1追加議定書47条（資料①参照）において詳しく定められている。

そして国際的に傭兵は違法なものとして扱われており、戦時における捕虜の待遇などを定めた同条約においても一般の将兵やゲリラ、義勇兵などに認められている権利も有さないとされている。

従って PMF の多くの企業、とりわけ役務提供企業に属する企業は自分達は多くの点で「傭兵」とは違うと主張している。「何よりも法人組織である」「法的で公的な存在である」「個人的利益でなく事業利益を重んずる」「広範な業務を提供し多様な顧客に応える」「持株会社であり、金融市場と連携している」等が上げられる。

5. PMF が増大している理由.

PMF が世に現れるきっかけとなったのは、東西冷戦構造の崩壊である。冷戦構造の崩壊以降大国の抑制を失ったことにより、世界の各地で内戦や紛争が激化した。

また冷戦期には得られた大国からの軍事的援助が得られなくなり、紛争当事国の政府は新たな援助先を捜し求めることになった。

これらが PMF の誕生から成長期を支える大きな需要となった。また、冷戦構造崩壊により世界各国では大規模な軍縮が行われ、PMF は彼らが必要としている労働力の確保を容易にした。

また、PMF が彼らの活動に必要な装備の数々も冷戦終焉により国際市場で容易に、そして安価で大量に手に入れられるようになった。

6. PMF の活動

PMF は現在「南極以外の全ての大陸で活動している」と言われるほど、世界中で活動している。アフリカでは多くの紛争において重要な役割を果たし、政府軍と反乱軍、複数の交戦国のいずれの陣営も PMF に業務を依頼した。

また国連や人道的 NGO、国際赤十字などの施設や要員の保護のために PMF が雇われることもよくあることで、それらの団体によって地雷除去作業や動物保護区の警備なども行っている。

アメリカでは作戦に必要な後方活動の多くを PMF に委託しており、世界でも最も PMF を利用している国家と言える。イギリスやカナダ、オーストラリアなどの西側先進諸国も同様に、多くの後方業務を PMF へ委託している。

日本でも、イラク戦争における基地設営などにおいて一部 PMF へ業務を委託しているようだ。

7. PMF の持つ問題点

PMF については多くの問題点が指摘されている。

まず、PMF の法的な位置づけである。現在の国際法では傭兵に対する法規制は存在するが、PMF のような法人に対する有効な規定は存在しない。

国内法にしても、ほとんどの国ではやはり明確な規制がなされておらず、ごく少数の国でなされている規制も効果的に機能しているとはいえない。

この規制が為されていない事により、高度な軍事能力が国家からの干渉を受けずに誰にでも手に入れることができるのが現状である。

また、企業が保有している技能を誰がどのように使うかの決定も外部からの干渉無しに決定されている。更に、企業が依頼主に雇われて業務を行う際に、適切な活動が行われているかを監視する仕組みも整備されていない。

これにより依頼主の側は PMF が明らかな過大請求を行っていたり、業務を怠っていたりしても知る術が無い。

更に重要な事は、PMF は国軍の統制の指揮の外にあるから、業務が上手く行われなかったり、重大な状況下で企業やその社員が命令の実行を拒んだ時にどうすればいいのか依頼主は常に心配しなければいけない。

PMF が業務中に何か重大な事件や事故を起こした時にどうやって責任を取らせるのかも決まっていない。国家の軍隊であればしかるべき手続きがとられ、国際法や軍法に照らされて処罰されるが、PMF はそのいずれからも自由な存在であるのだから。

8. 終わりに

今回勉強した上で一番感じていることは、PMF という産業の巨大さと、その存在と影響力の大きさに比べて、この産業をしっかりと認知している人が少ないのではないかという思いです。

国家の占有事項だった軍事活動が再び民間に戻って来つつある現在と、更に民営化進んでいくであろう未来に何が起きるのか、その時私達はどのように感じ、どのような判断を下すのか。今後も注意深く観察しつつ、研究を続けたいと考えています。

【参考資料】

「戦争請負会社」 P.W.シンガー（著）山崎淳（訳）日本放送出版協会

「民営化される戦争」 本山美彦（著）ナカニシヤ出版

外務省 <http://mofa.go.jp/mofaj/>

日本赤十字社 <http://www.jrc.or.jp/>

日本国際問題研究所 <http://www.jiia.or.jp/>

資料①（外務省内部サイト ジュネーブ諸条約第一追加議定書 47 条より）

http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/treaty/treaty159_11.html

1. 傭兵は、戦闘員である権利又は捕虜となる権利を有しない。
2. 傭兵とは、次のすべての条件を満たす者をいう。
 - (a) 武力紛争において戦うために現地又は国外で特別に採用されていること。
 - (b) 実際に敵対行為に直接参加していること。
 - (c) 主として私的な利益を得たいとの願望により敵対行為に参加し、並びに紛争当事者により又は紛争当事者の名において、当該紛争当事者の軍隊において類似の階級に属し及び類似の任務を有する戦闘員に対して約束され又は支払われる額を相当上回る物質的な報酬を実際に約束されていること。
 - (d) 紛争当事者の国民でなく、また、紛争当事者が支配している地域の居住者でないこと。
 - (e) 紛争当事者の軍隊の構成員でないこと。
 - (f) 紛争当事者でない国が自国の軍隊の構成員として公の任務で派遣した者でないこと。